

にしのみやしファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、にしのみやしファミリー・サポート・センターによる育児の援助事業に関し必要な事項を定め、もって子育ての支援のための環境整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、にしのみやしファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）とは、育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者とで構成する組織であって、その会員相互による援助活動（以下「援助活動」という。）の調整その他第4条に定める事業を行うものをいう。

(事務所)

第3条 事務所の所在地は、次のとおりとする。

西宮市津田町3番40号 西宮市立子育て総合センター

(センターの業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務
- (2) 援助活動の調整に関する業務
- (3) 援助活動に関する研修及び指導に関する業務
- (4) 会員間の交流会等に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) センターの広報に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか子育ての支援に必要な業務

(アドバイザー等)

第5条 センターに、アドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、第4条に規定するセンターの業務に関する事務を処理する。

3 センターは、援助活動の円滑な運営を図るために必要があると認めるときは、一定の地域を単位とする会員グループを設け、その世話役としてのサブ・リーダーを選任し、当該会員グループ内の援助を行わせることができる。

(入会)

第6条 センターに入会しようとする者は、センターの定める所定の手続に従い、援助活動を行う会員（以下「提供会員」という。）又は援助活動を受ける会員（以下「依頼会員」という。）として市長の承認を受けなければならない。

2 会員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 市内に居住していること。ただし、依頼会員にあつては、西宮市内に勤務する者を含むこととするが、必要があれば勤務証明書の提出を求めることができるものとする。
- (2) 援助活動に関し、理解と熱意を有すること。
- (3) 依頼会員にあつては、原則として依頼会員と同居している親族であつて、0歳から小学校6年生までの者（以下「子ども」という。）を有すること。

3 依頼会員が「子ども」の親権者でない場合は、「子ども」の住民票が依頼会員と同一の住所である場合を除き、親権者からセンターが援助を行うことに対する同意書の提出を求めるものとする。

4 提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。

5 提供会員は、入会に際しセンターの実施する研修を受講しなければならない。ただし、当該講習と同等の講習を受講したものであるとして市長が特に認めた場合はこの限りではない。
(会員身分の喪失)

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の身分を喪失する。

(1) 退会の申し出をしたとき。

(2) 前条第2項に規定する要件を欠くとき。

2 市長は、会員としてふさわしくない行為があったときは、会員の身分を喪失させることができる。

3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

第8条 会員は次に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動を通じて知りえた秘密を他に漏らしてはならない。会員でなくなった後も同様とする。

(2) 援助活動を通じて、物品の販売若しくは斡旋又は宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。

(保険)

第9条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に加入する費用は、センターが負担する。

(援助活動の内容)

第10条 提供会員による援助活動の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 保育所、幼稚園、小学校及び留守家庭児童育成センターその他これに類する施設（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで子どもを預かること。

(2) 保育施設等の終了時間後、子どもを預かること。

(3) 保育施設等まで子どもの送迎を行うこと。

(4) 保育施設等の休日その他の事由がある場合において子どもを預かること。

(5) 前各号に掲げるもののほか会員の仕事と育児の両立等子育て支援のために必要な援助を行うこと。

2 前項の援助活動は、子どもを預かる場合は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等、子どもの安全が確保できる場所で行うこととし、会員間の合意により決定することとする。

3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

(援助活動の調整等)

第11条 依頼会員は、援助活動を受けようとするときは、アドバイザー又はサブ・リーダー（以下「アドバイザー等」という。）に対し、その申込みをするものとする。

2 アドバイザー等は、前項の規定により、依頼会員からの援助活動の調整を行ったときは、

調整内容及び結果を記録するものとする。

- 3 提供会員は、援助活動を実施したときは、援助活動の実施内容を記載した報告書を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。

(援助活動の報酬等)

第12条 依頼会員は、提供会員に対し、センターの定める援助活動の終了の都度、別表第1に定める基準に従って、報酬及び実費を支払うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、依頼会員が依頼を取り消した場合は、提供会員に対し、別表第2に定める基準にしたがって報酬を支払うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほかセンターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年3月31日現在で病気・病気回復の場合の預かりについて、事前打ち合わせ済の会員については、平成27年9月30日までの間従前の例により援助活動を受けることができる。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 1 2 条関係)

活動日	利用時間による報酬額	備 考
月曜日～金曜日 (7:00～19:00)	400 円/30 分	<ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹を預かる場合、二人目から半額とする。
土曜・日曜日・祝日・年末年始、上記以外の時間帯	450 円/30 分	<ul style="list-style-type: none"> 交通費、食事・おやつ代、おむつ代については、依頼会員が実費を支払う。(依頼会員が特定のを希望する場合は、依頼会員が用意する。) 保育施設等の送迎の場合は提供会員が子どもを預かった時から施設に送り届けたときまで、及び保育施設等に子どもを迎えるために、自宅を出たときから依頼会員へ引き渡したときまでを援助活動とする。

別表第 2 (第 1 2 条関係)

区 分	取り消しによる報酬額	備 考
前日までに取り消した場合	無料	兄弟姉妹を預かる場合、二人目から半額とする。
当日に取り消した場合	預かり予定時間が 1 時間 30 分までは予定報酬額の半額 2 時間以上は報酬基準額の 1 時間分	
取り消しの連絡がない場合	予定報酬額の全額	